

令和2年第1回水巻町議会 定例会 会議録

令和2年第1回水巻町議会定例会は、令和2年3月2日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和2年3月 定例会
(第1回)

本会議 会議録

令和2年3月2日

水巻町議会

令和2年第1回水巻町議会 定例会 会議録

令和2年3月2日

午前10時00分開会

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、只今から令和2年第1回水巻町議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（白石雄二）

日程第1、会議録署名議員の指名について。今期定例会の会議録署名議員に10番 入江議員、11番 住吉議員を指名いたします。

日程第2 会期について

議長（白石雄二）

日程第2、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より3月23日まで、22日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ご異議なしと認めます。よって会期は、3月23日まで22日間と決しました。

日程第3 同意第1号

議長（白石雄二）

日程第3、同意第1号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町長（美浦喜明）

同意第1号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員会委員西住哲雄氏の任期が、令和2年3月31日で満了となりますが、再度、選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

よろしく、お願いいたします。

日程第4 報告第1号

議長（白石雄二）

日程第4、報告第1号 頃末児童クラブ新築工事第1回変更請負契約に係る専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 1 号 頃末児童クラブ新築工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について。

令和元年 6 月 20 日付け議案第 19 号で議会の議決を得ました頃末児童クラブ新築工事の第 1 回変更請負契約の締結について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会において指定された事項について専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

変更前の請負金額 7 千 643 万 3 千 500 円に対し、106 万 8 千 718 円を増額し、変更後は 7 千 750 万 2 千 218 円とするものです。

なお、主な変更内容は次の 2 点になります。

1 点目は、地中に埋設されていた石綿セメント管とコンクリート基礎を撤去処分したことに伴う増額です。

2 点目は、新規給水管と既存給水管の接続仕様を確定させるため、既存給水管埋設箇所の試掘と現状確認を行い、給水口取り出し部の仕様を変更したことによる増額です。

以上の理由及び内容によりまして、設計を変更し請負金額の増額を行うものです。

よろしくお願いします。

日程第 5 報告第 2 号 / 日程第 6 報告第 3 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、報告第 2 号 二町営住宅外部改善（3 号棟）工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について、及び日程第 6、報告第 3 号 二町営住宅外部改善（4 号棟）工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告についての 2 案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 2 号 二町営住宅外部改善（3 号棟）工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について、報告第 3 号 二町営住宅外部改善（4 号棟）工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について、以上、2 つの報告につきましては、関連がありますので一括して提案させていただきます。

令和元年 9 月 20 日付け議案第 24 号で議会の議決を得ました二町営住宅外部改善（3 号棟）工事の第 1 回変更請負契約の締結について、及び、同日付け議案第 25 号で議会の議決を得ました二町営住宅外部改善（4 号棟）工事の第 1 回変更請負契約の締結について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会において指定された事項について専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

3 号棟工事は、変更前の請負金額 4 千 824 万 8 千 200 円に対し、111 万 7 千 331 円を増額し、変更後は 4 千 936 万 5 千 531 円とするものです。

また、4 号棟工事は、変更前の請負金額 4 千 845 万 3 千 900 円に対し、82 万 4 千 675 円を増額し、変更後は 4 千 927 万 8 千 575 円とするものです。

なお、両工事ともに主な変更内容は次の 2 点になります。

1 点目は、現況の詳細調査の結果、外壁補修の数量と工法を一部変更したことに伴う増額です。
2 点目は、駐輪場の屋根とごみステーションを追加で塗装したことによる増額です。
以上の理由及び内容によりまして、設計を変更し請負金額の増額を行うものです。
よろしく申し上げます。

日程第 7 議案第 1 号 / 日程第 8 報告第 2 号

議 長（白石雄二）

日程第 7、議案第 1 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、及び日程第 8、議案第 2 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての 2 案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 1 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 2 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、以上、2 つの議案につきましては、関連がありますので一括して提案させていただきます。

今回の改正は、令和元年 8 月の人事院勧告に伴い、関連法案が成立したことを受け、本町におきましても、この勧告に合わせ、給与改定を行うものです。

内容につきましては、高卒・大卒程度の職員の初任給を引き上げるとともに、30 歳台半ばまでの職員が在職する号給についても平均 0.1 パーセントの改定を行うもので、平成 31 年 4 月に遡り適用させるものです。

また、ボーナスである期末勤勉手当の支給月数を年間で 0.05 月分引き上げ、勤勉手当に配分を行うとともに、住居手当については手当額の上限を 2 万 7 千円から 1 千円引き上げ、2 万 8 千円とするものです。

よろしく、ご審議をお願いします。

日程第 9 議案第 3 号

議 長（白石雄二）

日程第 9、議案第 3 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 3 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）について。

今回の補正予算は、国の補正予算第 1 号による、G I G A スクール構想実現のための公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用した校内通信ネットワーク整備事業の経費を計上しています。

また、予算に不足が見込まれる障害福祉サービス事業費や障害児通所給付事業費ほか、施設型給付費負担金などについて増額補正を行なっています。

そのほかでは、年度内調整により事業費が確定したことに伴い、芦屋・水巻・中間線街路事

業費負担金について減額を行うなど、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4千900万円を追加しまして、106億700万円としています。

歳出予算の主なものとしまして、まず、総務費では、通知カード・個人番号カード関連事務の委託に係る負担金を国からの確定通知に基づき484万4千円増額しています。

次に、民生費では、国県支出金などの確定に伴い、国民健康保険事業特別会計繰出金を増額し、後期高齢者医療特別会計繰出金を減額しています。

また、障害福祉サービス事業費など福祉関連経費に不足が生じることから1千681万2千円を増額しています。

さらに、農林水産業費では、農地中間管理機構を通じた農地の集約を行う地区が発生したことから、機構集積協力金を55万9千円計上するほか、土木費では、年度内調整により事業費が減少した芦屋・水巻・中間線街路事業費負担金を2千200万円減額しています。

教育費では、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用した校内通信ネットワーク整備事業の経費を、1億3千200万円計上するなど所要の補正を行なっています。

歳入予算につきましては、国庫支出金7千737万2千円、県支出金430万9千円、平成30年度繰越金1千617万2千円、諸収入344万7千円、町債4千770万円をそれぞれ増額しています。

なお、今回の補正予算で計上しております「校内通信ネットワーク整備事業」、当初予算及び補正予算第3号で計上していました「頃末南地区都市再生整備事業」、「釜ヶ谷急傾斜地斜面等実施設計委託料」につきましては、年度内に事業が完了する見込みがないことから、繰越明許費の設定をしております。

また、「入浴施設等活用推進事業」につきましては、債務負担行為の変更を行うものです。よろしくご審議をお願いします。

日程第10 議案第4号

議 長（白石雄二）

日程第10、議案第4号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第4号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について。

今回の補正予算は、療養給付費の不足に伴う増額を行うほか、一般会計繰入金の確定に伴い、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ880万5千円を増額いたしまして、33億550万5千円としています。

歳出予算につきましては、療養給付費を880万5千円増額しています。

また、歳入予算につきましては、国庫支出金を178万3千円、一般会計繰入金を702万2千円、増額しています。

よろしく、ご審議をお願いします。

日程第 11 議案第 5 号

議 長（白石雄二）

日程第 11、議案第 5 号 令和元年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 5 号 令和元年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について。今回の補正予算は、後期高齢者医療広域連合保険料等納付金の確定に伴い、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 334 万 5 千円を減額いたしまして、4 億 3 千 965 万 5 千円としています。

歳出予算につきましては、後期高齢者医療広域連合保険料等納付金を 334 万 5 千円減額しています。

また、歳入予算につきましては、一般会計繰入金を 334 万 5 千円減額しています。

よろしくご審議をお願いいたします。

日程第 12 議案第 6 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、議案第 6 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 6 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方自治法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、地方自治法第 243 条の 2 の条項ズレに対応するため、「水巻町監査委員条例」、「水巻町下水道事業の設置等に関する条例」、「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例」の 3 本の条例について、所要の改正を行うものです。

よろしく、ご審議をお願いします。

日程第 13 議案第 7 号

議 長（白石雄二）

日程第 13、議案第 7 号 水巻町営住宅設置及び管理条例等の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 7 号 水巻町営住宅設置及び管理条例等の一部改正について。

「民法の一部を改正する法律」の成立による債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加など公営住宅を取り巻く最近の状況を踏まえ、国が定める「公営住宅管理標準条例案について」の一部が改正されました。この改正を踏まえ、「水巻町営住宅設置及び管理条例」を改正するものです。

改正点は、入居時における賃貸借契約書の提出時に、連帯保証人の連署を不要とすることや、家賃等の債権管理に関することなど所要の規定の整備を行うものです。

また、町営駐車場使用料等についても適正な債権管理を行うため、「水巻町営住宅用地内の自動車駐車場使用料条例」及び「水巻町営駐車場設置及び管理条例」について、所要の整備を行うものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

日程第 14 議案第 8 号

議 長（白石雄二）

日程第 14、議案第 8 号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 8 号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について。

選挙事務に従事する投票管理者及び投票立会人の負担軽減等を図るため、本条例の一部を改正するものです。

改正点は、選挙事務において、従事者が 1 日の従事時間内に交替した場合にも、適正な報酬額をそれぞれに支給できるよう、別表の報酬日額欄に必要な規定を行うものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

日程第 15 議案第 9 号

議 長（白石雄二）

日程第 15、議案第 9 号 水巻町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 9 号 水巻町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正について。

国民健康保険高額療養費貸付事業は、医療機関に高額療養費を支払うことが困難な世帯に対し、一定額の貸し付けを行う事業です。

今回の改正は、基金の額を 400 万円から 200 万円に改め、現状の運用に合わせるものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

日程第 16 議案第 10 号

議 長（白石雄二）

日程第 16、議案第 10 号 水巻町国民健康保険出産資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 10 号 水巻町国民健康保険出産資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について。

国民健康保険出産資金貸付事業は、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、それまでの間、出産に要する費用を支払うための資金を貸し付ける事業です。

今回の改正点は、「基金の運用から生ずる収益については、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する」とされておりますが、実際に、当該収益を基金に編入した場合、基金の額である 240 万円を超えることになるため、現状の運用に合わせ、所要の改正を行うものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

日程第 17 議案第 11 号

議 長（白石雄二）

日程第 17、議案第 11 号 水巻町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 11 号 水巻町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について。

今回の改正は、猪熊児童クラブ、頃末児童クラブ、吉田児童クラブの支援単位をふたつに分けるとともに、伊左座児童クラブの定員を増やすため、所要の改正を行います。

また、併せて、令和 2 年 4 月からの延長保育実施に伴い、延長保育料に係る規定を追加するものです。

よろしく、審議をお願いいたします。

日程第 18 議案第 12 号

議 長（白石雄二）

日程第 18、議案第 12 号 水巻町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 12 号 水巻町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について。

「民法の一部を改正する法律」の成立に伴い、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」において、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」が改正されたため、同法に準じて制定している本条例について同様の改正を行うものです。

改正点は、時効の「中断」を「完成猶予及び更新」に改めるものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

日程第 19 議案第 13 号

議 長（白石雄二）

日程第 19、議案第 13 号 水巻町民の健康づくり推進協議会条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 13 号 水巻町民の健康づくり推進協議会条例の一部改正について。

水巻町民の健康づくり推進協議会における調査審議事項について、より深く検討を行うことができるように、現在 2 年としている委員の任期を 1 年延長し、3 年とする改正を行うものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

日程第 20 議案第 14 号 / 日程第 21 議案第 15 号

議 長（白石雄二）

日程第 20、議案第 14 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び日程第 21、議案第 15 号 水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部改正についての 2 案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 14 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第 15 号 水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部改正について、以上、2 つの議案につきましては、関連がありますので、一括して提案させていただきます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等が昨年 10 月 1 日に施行され、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

この法改正により、子どものための教育・保育給付の対象施設である保育所、幼稚園、認定こども園などが無償化の対象となったほか、新たに子育てのための施設等利用給付が創設され、新制度未移行幼稚園や認可外保育施設等も無償化の対象となりました。

また、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更や特定地域型保育事業者の特定教育・保育施設等との連携等の緩和措置のほか、用語の整理などが行われました。

この法改正を踏まえ、関係する 2 つの条例の一部改正を行うものです。

まず、議案 14 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正では、子育てのための施設等利用給付が創設されたことに伴う用語の整理を行なっております。

また、保育所や認定こども園及び幼稚園を利用する子どもの保護者から受領する食事の提供に要する費用について規定し、特定地域型保育事業者の特定教育・保育施設等との連携についても、連携施設の確保等の要件緩和を規定しております。

また、議案第 15 号 水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部改正では、子育てのための施設等利用給付が創設されたことに伴い、報告等に係る罰則規定について、現行の子どものための教育・保育給付に関する事項に加え、子育てのための施設等利用給付に関する事項についても準用するための改正を行なっております。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

日程第 22 議案第 16 号

議 長（白石雄二）

日程第 22、議案第 16 号 水巻町公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 16 号 水巻町公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例の制定について。

本条例は、公共下水道の整備区画外からの流入者に対して、受益者分担金を徴収できるようにするため、地方自治法第 228 条の規定に基づき制定するもので、分担金の額、許可申請、賦課及び徴収、滞納処分等について規定しています。

また、本条例の制定に伴い、水巻町下水道条例及び水巻町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例についても、滞納処分に関する取り扱いを明確にするため、附則において、所要の改正を行うものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

日程第 23 議案第 17 号

議 長（白石雄二）

日程第 23、議案第 17 号 令和 2 年度水巻町一般会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 17 号 令和 2 年度水巻町一般会計予算について。

令和 2 年度の水巻町一般会計予算の提案にあたり、まず町政に関する所信の一端と施策の概要について申し述べ、町民並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、本町におきましては、令和元年 10 月に北部地域に商業施設ライフガーデン水巻がオープンし、4 月には吉田ぼた山跡地にも商業施設がオープンする予定となっております。また、12

月議会でもご報告しましたように、頃末南地区の町有地に健康入浴施設を誘致する基本合意書の締結を行いました。このように、町が大きく変化していく中で、喫緊の課題は人口減少問題と考えております。町民の活力こそが「まちの活力」であります。一定の人口維持は不可欠であり、人口流出に歯止めをかけるため、私は、公約に掲げた「教育・子育て環境の充実」、「雇用の創出と新たなまちづくり」、「住環境の整備と健康福祉の向上」の各種施策を、引き続き職員と一丸となり実現に向けて取り組んで参ります。

そのため、新年度予算の編成にあたりましては、「第5次水巻町総合計画」に基づく事業展開を図るほか、地方創生に向けた取り組みを推進し、限られた財源で必要な行政サービスを行うとともに、住民の皆さまの子育て支援の拡充や教育環境の整備、医療・福祉の充実、交通利便性の確保、下水道の整備促進など、町の将来を見据えた定住化施策をさらに展開して参ります。

今後も町民の皆さまの声に耳を傾け、「元氣と笑顔のあふれる町」を目指した行政運営を行う所存でございます。

それでは、令和2年度の主な事業につきまして、ご説明いたします。

まず、最初に「教育・生涯学習」分野についてですが、投資的事業としては、頃末小学校体育館裏の釜ヶ谷急傾斜地斜面防災工事を行うほか頃末・えぶり小学校体育館内部改修工事、水巻南中学校グラウンド防球ネット増設工事を実施するなど、安全で安心な教育環境の整備に努めます。また、学校教育の充実につきましては、「みんなで育てよう 水巻の子ども」の教育風土を醸成し、学校・行政・家庭・地域が連携・協働して教育に取り組むコミュニティ・スクールを全ての小中学校に設立します。

次に、引き続き35人以下学級を小学校4年生まで実施するなど、きめ細かな教育の実現を図るほか、外国語指導助手を小中学校に配置し学力向上の取り組みを推進します。

さらに、部活動指導員を増員するなど、教職員の負担軽減を図るほか、ICT教育については、パソコンやタブレット端末、電子黒板などを効果的に活用した「分かりやすく、深まる授業」を展開し、確かな学力の育成を図ります。

また、学校給食については、引き続き学校給食費の一部助成を行い、保護者の負担を軽減し、安全でおいしい、栄養バランスのとれた学校給食の提供を行うほか、保育内容の充実や指導員の処遇改善などのため、放課後児童クラブの運営を民間に委託します。

生涯学習分野につきましては、「通学合宿事業」や「放課後子ども教室事業」などを通じて、児童の基本的な生活習慣や自立性を養い、学習意欲やコミュニケーション能力の育成を図ります。

また、総合運動公園において、多目的グラウンドベンチ及び支柱改修工事、スライダープール塗装コーキング整備工事を実施するなど、施設整備に努めて参ります。

図書館・歴史資料館事業としましては、家庭での子ども読書活動の推進を図り、「家族ふれあい読書」家読（うちどく）を引き続き推進していきます。そのほかにも、本の盗難防止対策としてICゲートを設置する経費を計上するなど、利用環境の整備を行います。

続きまして、「子育て・福祉」分野でございます。

次代を担う子どもたちを町全体で育み、産み育てやすい子育て支援の充実した町づくりを進めます。

まず、町独自の取り組みとして、引き続き、中学生までの医療費の完全無料化を堅持いたします。

なお、この財源につきましては、地方消費税交付金の社会保障財源交付金を充当することとしています。

また、保育所の待機児童対策として、保育士不足による定員割れを解消するため、保育体制強化事業など新たな取り組みを行い人材確保に努めて参ります。

次に、65歳以上の高齢者がマリントラスあしやを利用した際の利用料金を補助する入浴施設利用事業を継続するほか、高齢者が免許証を自主的に返納した場合や更新しなかった場合の外支援助として、タクシーチケットを交付する「運転免許証返納支援事業」を実施します。

次に「都市基盤」分野といたしまして、通学路の安全確保や生活の利便性を図るため、丸ノ西・五反五歩線や古賀・頃末線などの道路改良工事を行うほか、吉田ぼた山跡地への商業施設建設に伴う交通渋滞緩和のため、月夜待・ヌメリ石線の道路改良工事を行う経費を計上しています。

また、私の公約である頃末南地区都市再生整備事業は、3年目を迎え工事費や用地取得費などの経費を計上しています。

町営住宅整備につきましては、引き続き高齢者向けの住宅改造事業を行なっていくほか、経年劣化が進んでいる外壁の点検補修工事を行い、安全性の確保と住宅の長寿命化を図ります。

次に「生活環境」分野でございますが、第2次環境基本計画策定に伴う経費を計上するほか、環境学習の取り組みとして、引き続き小学校4年生を対象にリサイクルプラザなどでの環境学習支援事業や小学生を対象とした環境出前講座を行います。

また、ダンボールコンポストの利用講座を開催し、一般家庭でも気軽に取り組めるごみの減量化を推進していきます。

また、快適な暮らしを支える下水道整備については、令和2年度も引き続き面整備を主に行なって参りますが、この費用に対する一般会計から公共下水道事業会計への負担金等は、2億9千万円を予定しております。

次に「産業振興」につきましては、遠賀川堤防に設置している誘導板の劣化が激しいことから、夜間でも見やすいハイブリット案内板へ取り替える経費を引き続き計上しています。

また、多くの来場者が見込まれるコスモスまつりは、町をPRする絶好の機会であり、今年度においても会場周辺にコスモスを咲かせていただくための作付及び管理経費を計上するなど、コスモスまつりの原点である「花を咲かせるまちづくり」により町のイメージアップを図り、「住みたくなる町」「住み続けたい町」へとつなげてまいりたいと思います。

さらに、地域の消費喚起を図るため、引き続き地域活性化事業への補助を行うほか、制度融資の保証料の補助制度を継続し、小規模企業や新規事業を支援して参ります。

そのほか、多様化する悪徳商法や複雑化する契約上のトラブルに対し、弁護士に相談できる体制維持を図り、消費生活センターによる消費者行政の充実に努めてまいります。

また、農業につきましては、老朽化による農業用水路の漏水箇所が年々増加しているため、今年度も、福岡県の農村整備総合事業補助金を活用して計画的な改修を行なって参ります。

次に「安心・安全なまちづくり」の取り組みでございますが、今年の台風被害で停電による

電源喪失の問題が大きく報道されました。本町におきましてもそのような事態に備えて、災害時に発電機として活用できる電気自動車の購入経費を計上するほか、近年多発している災害において、地域における防災の中心的な担い手を育成するため、防災士育成事業に伴う経費を計上しています。また、第2、第4分団の消防ポンプ車の更新を行います。

そのほかにも、自主防災組織補助金や木造戸建て住宅耐震改修補助金、ブロック塀等撤去費補助金、備蓄食糧等の購入費のほか、新たに老朽危険家屋等解体補助金を計上するなど、災害に強いまちづくりを推進していきます。

次に、「定住促進施策」としまして、各種子育て支援事業費や定住促進奨励金、住宅新築のための古家解体を支援する補助金のほか、移住定住ガイドブックを作成するための経費を計上しています。

最後となりますが、「シティプロモーション施策」としまして、マスコットキャラクターみずまろのグッズ作成費など、水巻町シティプロモーション戦略にかかる経費を計上しています。

以上が令和2年度のまちづくりに向けた主要な施策でございます。これら諸事業を実施することで、「住みたくなる町」「住み続けたい町」と感じていただけるような、魅力あるまちづくりを推進して参る所存でございます。

それでは、令和2年度の一般会計当初予算の概要につきましてご説明いたします。

予算総額は106億2千万円、令和元年度と比較しますと3億5千万円の増額としております。

増額となった大きな要因は、幼児教育・保育の無償化に伴い「子育てのための施設利用給付費」や、いきいきほーる前の架道橋拡幅工事に伴う「丸ノ西・五反五歩線」JR工事負担金、頃末小学校体育館裏の急傾斜地斜面における防災工事として、「釜ヶ谷急傾斜地斜面防災工事費」を新たに計上したほか、「頃末南地区都市再生整備事業費」が増額となったことによるものです。

それでは、まず歳入予算でございますが、町税は、令和元年度当初予算との比較で1千380万円減の25億1千370万円を見込んでおります。減額の大きな理由は、税制改正に伴う法人町民税法人税割の税率変更等による減収によるものです。

法人町民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が創設されたことに伴い、法人事業税交付金1千万円を新たに計上しています。

地方消費税交付金につきましては、令和元年10月の消費税増税が年間を通して影響してくることを考慮し、4億9千万円としています。そのうち、社会保障関連経費分としては2億5千万円を計上しています。

地方特例交付金につきましては、令和元年は幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴う、子ども子育て支援臨時交付金を計上していましたが、令和2年度は国庫支出金などで対応するため、7千684万円減の2千350万円としています。

地方交付税につきましては、まち・ひと・しごと創生事業費が引き続き確保されましたが、町税の減収を考慮し、普通交付税が8千万円増の23億円、特別交付税は令和元年度と同額の1億6千万円、総額で24億6千万円としています。

分担金及び負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化や公立保育所施設型給付費の計上を見直したことにより、令和元年度より1億247万5千円減の9千556万9千円としています。

国庫支出金につきましては、障害福祉サービス事業や障害児通所給付事業の増加により自立支援給付費負担金などが増額となったほか、施設型給付費の増加に伴い、子どものための教育・保育給付費負担金が増額となっています。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付交付金を新たに計上しています。さらに頃末南地区都市再生整備事業や丸ノ西・五反五歩線JR工事負担金、町営住宅の外部改善工事の増加により、社会資本整備総合交付金が大幅に増額となったことから、総額で令和元年度より1億5千9万8千円増の15億7千221万2千円としています。

県支出金につきましては、国庫支出金と同様に、障害福祉サービス事業等の増加により自立支援給付費負担金が増額となったほか、子どものための教育・保育給付費負担金が増額となっており、総額で令和元年度より4千108万2千円の増となっています。

財産収入につきましては、吉田ぼた山跡地の財産貸付収入を年間分計上したことなどから、2千56万9千円増の5千864万5千円としています。

繰入金につきましては、7億7千310万円と令和元年度に比べ1億310万円の増となっており、内訳としましては財政調整基金が6億1千万円、減債基金が5千万円、職員退職手当準備基金が3千万円、公共施設等整備基金が890万円、ふるさと応援基金が2千420万円、小中学校給食事業基金が4千万円、消防施設整備基金が900万円、森林環境譲与税基金が100万円となっています。

町債は、臨時財政対策債が減額となりましたが、地方道路等整備事業債や公営住宅建設事業債など土木債が増額となったほか、緊急自然災害防止対策事業債を新たに計上したことから、総額で令和元年度より1億3千640万円増の10億5千万円としています。

なお、一般会計における地方債残高は、令和2年度末には79億794万8千円を想定しており、そのうち臨時財政対策債残高が全体の55.9パーセントを占める44億2千239万5千円となります。

次に、歳出予算でございますが、令和元年度と比較して増加しておりますものは、まず、人件費についてですが、臨時職員が会計年度職員となったことから、賃金を物件費から人件費に組み替えたことや、人事院勧告に伴う給与改定に準じた町職員の給料等の増のほか退職手当の増額により、令和元年度に比べ2億2千14万6千円増となっています。

次に補助費等が、吉田ぼた山跡地の公共下水道受益者負担金や保育士確保のための事業費を新たに計上したことから、令和元年度に比べ1千472万9千円増の15億897万2千円となっています。

次に、投資的経費であります普通建設事業費についてですが、丸ノ西・五反五歩線JR工事負担金や釜ヶ谷急傾斜地斜面防災工事費を計上したほか、頃末南地区都市再生整備事業や道路改良工事などが増額となっており、令和元年度に比べ1億6千679万1千円増となっています。

さらに、町の借金の返済にあたります公債費が令和元年度に比べ2千844万1千円の増額となっています。

また、積立金が「ふるさと応援基金積立金」や「森林環境譲与税基金積立金」の増額により全体で、2千911万8千円の増となったほか、投資及び出資金が557万6千円の増、繰出金が介護保険事業に対する繰出しが減となりましたが、国民健康保険事業特別会計や後期高齢者医療

特別会計への繰出しが増となったことから、令和元年度より 3 千 642 万 7 千円の増額となっています。

一方、令和元年度に比べ減少した歳出予算についてですが、まず、物件費が、児童クラブ運営等業務委託料や水巻町公共交通体系調査検討業務委託料を新たに計上しましたが、臨時職員が会計年度職員となったことから、賃金を人件費に組み替えたことにより、令和元年度に比べ 8 千 361 万 8 千円の減となっています。

次に、扶助費についてですが、障害福祉サービス事業や障害児通所給付事業が増額となったほか、幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付費を新たに計上しています。しかし、公立保育所施設型給付費の計上を見直したことにより、令和元年度に比べ 3 千 297 万 4 千円減の 23 億 4 千 558 万 1 千円となっています。また、維持補修費が、令和元年度に比べ 3 千 463 万 6 千円の減となっています。

以上が、令和 2 年度一般会計当初予算の概要でございます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

日程第 24 議案第 18 号

議 長（白石雄二）

日程第 24、議案第 18 号 令和 2 年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 18 号 令和 2 年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算について。

国民健康保険制度は、地域の医療保険として、また「国民皆保険」を支える最後の砦として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献しています。

この国民健康保険の将来にわたる安定的な制度運営と医療の適正化が図られるよう、平成 30 年 4 月、新国保制度が施行され、2 年が経過いたしました。市町村が資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を担う一方、国保運営に都道府県が参画し、財政運営の主体となるなど、国民皆保険制度が確立されて以来の大改革でありましたが、特にトラブル等もなく、おおむね順調に進んでいるところでございます。

本町におきましては、これまで、国民健康保険の適正かつ安定的な事業運営を図るため、保険税の負担の見直しや収納率向上による財源の確保、ジェネリック医薬品の普及促進、医療費通知による啓発、レセプト点検の強化等による医療費の適正化、特定健診・特定保健指導等による疾病予防対策の強化などに取り組んで参りました。

今後も地域医療を守り、国民皆保険を将来にわたり堅持していけるよう、国保財政の安定化のため、より一層努力して参りたいと考えております。

令和 2 年度水巻町国民健康保険事業特別会計の当初予算規模は、令和元年度の当初予算に比べまして、1 千万円減額の 32 億 8 千 500 万円としております。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税 4 億 8 千 181 万円、県支出金 23 億 8 千 109 万円、一般会計繰入金 3 億 9 千 252 万円であります。

次に歳出予算の主なものは、保険給付費 23 億 4 千 324 万円、国民健康保険事業費納付金 8 億 477 万円としております。

よろしく、ご審議をお願いします。

日程第 25 議案第 19 号

議 長（白石雄二）

日程第 25、議案第 19 号 令和 2 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 19 号 令和 2 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について。

後期高齢者医療制度は、平成 20 年 4 月の施行以来、12 年目を迎えました。

その運営につきましては、県下の全市町村が加入する福岡県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、医療費の給付、被保険者への保険料の賦課等の業務を行い、市町村は、保険料の徴収、被保険者証の交付等の窓口業務、広域連合納付金の支払いなどを行なっています。

福岡県の後期高齢者一人あたりの医療費は、平成 14 年度から 16 年連続、全国で最も高く、広域連合では、「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、訪問健康相談やジェネリック医薬品普及啓発促進などに積極的に取り組み、高齢者の健康づくりと医療費適正化を着実に進めていくこととしています。

今後も運営主体であります広域連合と連携をとりながら、円滑で安定した制度運営に向け、後期高齢者医療の町の役割を堅実に努めて参ります。

令和 2 年度水巻町後期高齢者医療特別会計の当初予算規模は、令和元年度に比べまして 500 万円減額の 4 億 3 千 800 万円としております。

歳入予算の主なものは、後期高齢者医療保険料 3 億 1 千 48 万円、一般会計繰入金 1 億 2 千 586 万円であります。

次に歳出予算の主なものは、人件費や事務費などの総務費 1 千 411 万円、後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 2 千 308 万円としております。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

日程第 26 議案第 20 号

議 長（白石雄二）

日程第 26、議案第 20 号 令和 2 年度水巻町公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 20 号 令和 2 年度水巻町公共下水道事業会計予算について。

本下水道事業会計予算は、排水人口を 2 万 3 千 162 人とし、年間総処理水量は約 206 万立方メートルを見込んでおります。また、令和 2 年度末の普及率を 93 パーセントに設定し、水洗化

率は92パーセントに設定しております。

建設改良工事につきましては、14路線、総延長2千806メートルを施工し、公共下水道の整備促進に努めて参ります。

収益的収支につきましては、収入総額7億5千553万円、支出総額8億2千141万4千円で、支出の方が6千588万4千円多くなっています。

収益的収入予算の営業収益の主なものは、下水道使用料3億8千312万9千円で、営業外収益の主なものは、他会計補助金2億1千719万3千円、長期前受金戻入1億4千303万7千円としております。

収益的支出予算の営業費用の主なものは、管渠費921万7千円、ポンプ場費2千98万4千円、流域下水道費2億5千74万5千円、総係費7千765万5千円、減価償却費3億4千894万9千円、営業外費用としては、1億386万2千円としております。

次に、資本的収支につきましては、収入が、企業債5億2千840万円、国庫補助金2億円、受益者負担金7千672万1千円、出資金7千280万7千円、収入総額は、8億7千792万8千円としております。

支出は、建設改良費6億9千354万5千円、企業債償還金3億2千732万3千円、投資その他の資産1万円、予備費1千万円で、支出総額は10億3千87万8千円となり、1億5千295万円の不足額となります。

なお、不足額につきましては、内部留保資金で補填いたします。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前11時03分 散会